

青色申告特別控除
65万円の適用に向けた
確定申告までの準備

令和2年7月発行

重要なお知らせ

- 令和2年分以降で青色申告特別控除 65万円適用をご希望される場合
は、本パンフレットに記載の準備が必ず必要です
- 本パンフレットに記載の準備がないまま確定申告指導会場ご来場の場合
は、青色申告特別控除 65万円は適用できません
(青色申告特別控除額 55万円もしくは 10万円となります)
- 本パンフレットの記載内容がよく分からない、不明点があるなどの場合は、
必ずご連絡下さい。個別でご説明させていただきます
(TEL 0465-24-2613 65万パンフ担当 平日 9:00~17:00)
- お客様の現状把握のため、同封の『確定申告のための確認票』の質問に
お答えの上、8月15日までに必ずご返送ください

【目次】

I	現在の状況を整理しよう！	P. 1
II	今回の改正点と取るべき選択を確認しよう！	P. 2
III	電子帳簿保存を始めよう！（P. 7～14）		
	1 承認申請書を作成しよう	P. 8
	2 決算書を仕上げよう	P. 10
	3 確定申告会場へ行こう	P. 11
	4 ま と め	P. 13
IV	電子申告を始めよう！（P. 15～44）		
	1 確認してみよう①	P. 16
	2 マイナンバーカードを取得しよう	P. 20
	3 ID・パスワードを取得しよう	P. 24
	4 確認してみよう②	P. 26
	5 入力研修会に参加しよう	P. 30
	6 決算書を仕上げよう	P. 32
	7 決算書を入力しよう	P. 34
	8 確定申告会場へ行こう	P. 36
	9 電子申告をしよう	P. 38
	10 ま と め	P. 42
V	お問い合わせ先	P. 45



I 現在の状況を整理しよう！

Check 1 令和 2 年分からの改正点

基礎控除の改正
(38 万 ⇒ 48 万)

青色申告特別控除額の改正
(65 万 ⇒ 55 万 or 65 万)

Check 2 令和 2 年分から適用したい青色申告特別控除額

65 万円の適用

55 万円の適用

10 万円の適用

※55 万円もしくは 10 万円の適用をご希望の方は、従来通りの方法で変わりありません

Check 3 自分の記帳の方法

PC
(会計ソフト使用)

PC
(会計ソフト以外)

手書き

※会計ソフトをご使用の方は、ソフトの名称及びバージョンも合わせてご確認ください。

Check 4 マイナンバーカードの所持

持っている

持っていない

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを作成した際に設定した暗証番号がお分かりになるかも合わせてご確認ください。



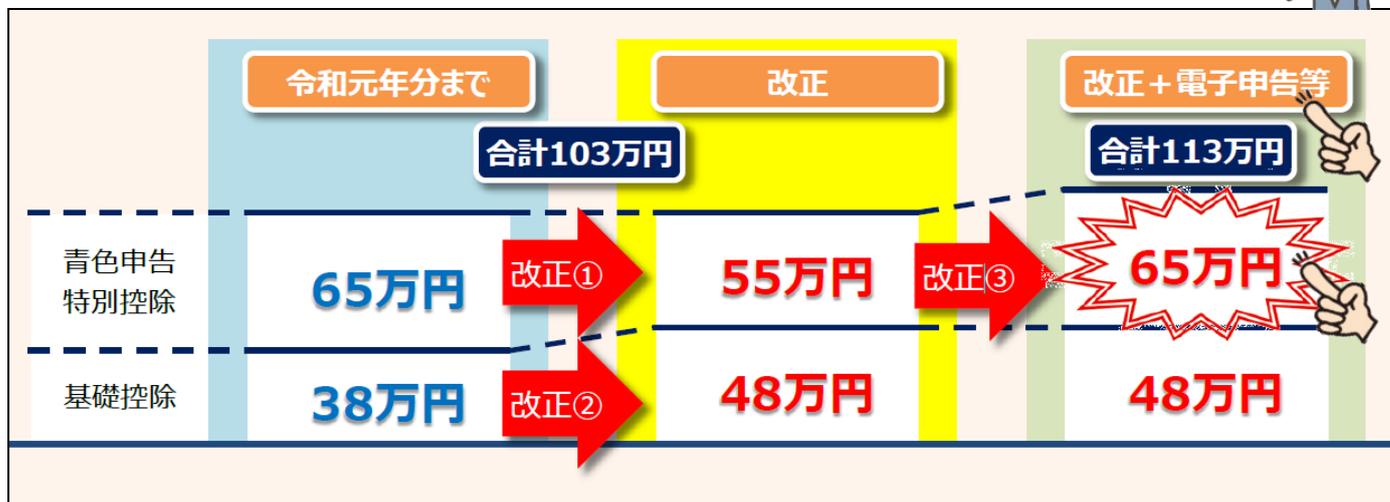
**上記の Check 1 ~ 4 をご確認ください、
読み進めてください**

Check2 にて、『55 万円の適用』『10 万円の適用』を選択された方は、
次項以降の準備は特に必要ございません



II 今回の改正点と取るべき選択を確認しよう！

まず、令和2年分からの改正点を確認しましょう。



改正①

貸借対照表を作成した場合の
青色申告特別控除が、**65万⇒55万円**となります。



改正②

基礎控除が、38万⇒48万円となります。



改正③

(改正後) 青色申告特別控除 55万円の適用要件に加えて、
『電子帳簿保存』又は『電子申告』をすることで、
青色申告特別控除が、55万円⇒**65万円**となります。



(改正後) 青色申告特別控除 65万円を適用するためには、
『電子帳簿保存』、『電子申告』のいずれかを選択する必要があります。





電子帳簿保存ってなんですか？

電子帳簿保存とは……

一定の要件を満たした会計ソフト等を使用して、仕訳帳、総勘定元帳等を作成し、電子データで保存する方法です。



※電子帳簿保存を始めるためには、電子帳簿保存の承認申請書を期限内に税務署へ提出していることが必要となります。

※その他詳細な説明は、P. 7～14 をご覧ください。



電子申告ってなんですか？

電子申告とは……

所得税、消費税などの申告書等を電子データの形式でインターネットを通じて提出する方法のことです。



※その他詳細な説明は、P.15 以降をご覧ください。

令和 2 年分の改正は、以上のとおりです。

では、次のページで、皆さんが、65 万円を適用したい場合に、『電子帳簿保存』と『電子申告』のどちらを選択できるのか一緒に考えましょう。



青色申告特別控除 65 万円を適用するためには【電子帳簿保存】か【電子申告】のどちらかを選択する必要があるのよね



その通りです。
まず、【電子帳簿保存】と【電子申告】の全体の流れを確認してみましょう。



【電子帳簿保存】

- ◆一定の要件を満たした会計ソフトを使用
- ◆電子帳簿保存の承認申請書の提出

詳細は、
P.7～

- ①会計ソフトで決算書を作成
- ②決算書を印刷し、申告会場へ持参
- ③書面で提出
(電子申告は不要)

【電子申告】

電子申告には、2つの方法があります

マイナンバーカード方式

- ◆マイナンバーカードの取得
- ※PCの事前準備
- ※インターネット環境
- ※ICカードリーダー
(※は自宅で電子申告する場合には必要)

詳細は、
P.20

- ①完成した決算書を国税庁 HP で入力
- ②入力データを保存し、申告会場へ持参
- ③電子申告で提出
(※自宅での電子申告も可能です。)

ID パスワード方式

- ◆ID パスワードの取得
- ※PCの事前準備
- ※インターネット環境
(※は自宅で電子申告する場合には必要)

詳細は、
P.24

青色申告特別控除 65 万円が適用されます!!



青色申告特別控除 65 万円を選択したいけど、

私はどちらを選択できるの？



記帳の方法によって、どちらを選択できるかが
変わります！（P.1 の STEP 3 で確認）



PC
(会計ソフト使用)

PC
(会計ソフト以外)

手書き

使用中の会計ソフト及びそのバージョンに
よって選択肢が変わります！

- ① 弥生会計 20 (インストール版)
- ② やよいの青色申告 20 (インストール版)
- ③ ブルーリターン A
- ④ みんなの青色申告
- ⑤ ツカエル青色申告



①～⑤のソフトを
使用している

①～⑤のソフトを
使用していない

電子帳簿保存にて
青色申告特別控除 65 万円の
適用が可能

電子申告にて
青色申告特別控除 65 万円の
適用が可能

さて、ここまで、色々お話ししましたが、
一旦、整理してみましょう！



皆さんは、どのように記帳していますか？



特定の会計ソフト

- ◆弥生会計 20（インストール版）
- ◆やよいの青色申告 20（インストール版）
- ◆ブルーリターンA
- ◆みんなの青色申告
- ◆ツカエル青色申告



左記以外の会計ソフト等

or
手書き



記帳の方法により、皆さんの適用要件はこのようになります。



電子帳簿保存



電子申告



適用要件により、皆さんの提出方法はこのようになります。



確定申告指導会場にて
書面で提出



確定申告指導会場にて
電子で提出
(電子申告)



これで、概要の説明は終わりです。
次は、どのように準備を進めるかを個別に説明します。



電子帳簿保存について

P.7～14



電子申告について

P.15～44



※ご自宅で電子申告をご希望される方は、『電子申告について』を読み進めてください。



【電子帳簿保存について】



【電子帳簿保存】を選択された方は**必読**です。

【電子申告】を選択された方で、興味のある方は、
もちろんお読みいただいても構いませんよ。





Ⅲ 電子帳簿保存を始めよう！

Ⅲ-1 承認申請書を作成しよう

電子帳簿保存を始めるためには、①特定の会計ソフトを使用し
②電子帳簿保存の承認申請書を③提出期限内に提出する、
3つのポイントがあります。



①会計ソフトは、どれでもいいの？

一定の要件を満たした会計ソフトであることが必要です。



- 【一定の要件】
- A 関係書類の備え付け
 - B 帳簿間の相互関連性の確保
 - C 訂正や削除履歴の保存
 - D 見読可能性（けんどくかのうせい）の確保
 - E 検索機能

※要件を満たすソフトについては「日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）」が認証を行っています。

【電子帳簿保存が可能な代表的なソフト】

①弥生会計 20（インストール版）

◆弥生会計 19 以前のバージョンをご使用の場合は該当しません。



②やよいの青色申告 20（インストール版）

◆やよいの青色申告 19 以前のバージョンをご使用の場合は該当しません。

◆やよいの青色申告オンラインは該当しません。

③ブルーリターンA

④みんなの青色申告

⑤ツカエル青色申告

あくまでもソフトの一例です。
これ以外でも電子帳簿保存に
対応しているソフトは
あります。





②電子帳簿保存の承認申請書は、簡単に作れるものなの？

申請書の書き方については、個別指導いたしますので、事前にお電話にてご予約の上、ご来場ください。



個別指導会にお越しの際は、パソコンの型番、プリンターの機種名をお調べいただき、印鑑をご持参の上、ご来場ください。



電子帳簿保存
個別指導会

令和2年8月24日（月）～9月25日（金）
午前10時～午後4時まで（平日のみ）
お問い合わせ 管理課 0465-24-2613

予約受付中



③電子帳簿保存の承認申請書の提出期限はいつまでなの？

提出期限：備え付け開始の前年の9月30日まで
（例）令和3年から備え付けをする場合は、令和2年9月30日まで



ただし、令和2年9月30日までに承認申請書を提出すると令和2年分から青色申告特別控除65万円が適用となります。

※上記期限は、令和2年分のみ特例措置です。



承認申請書には、期限がありますので要注意です。
電子帳簿保存個別指導会を活用して、承認申請書を作成・提出しましょう。
それでは、次の準備の説明をします。





Ⅲ 電子帳簿保存を始めよう！

Ⅲ-2 決算書を仕上げよう



青色申告会で「決算書の仕上げ」を手伝ってくれるの？

はい。小田原青色申告会では、
「決算書を仕上げる」ための指導会を12～1月に実施しております。
順番にご紹介します。



12月

決算準備指導会

決算書の書き方や減価償却費の計算等の不明点を
解消する指導会となります。

【対象者】

- ◆ 決算書の書き方や減価償却の計算等に不安のある方
- ◆ 『減価償却計算サービス』をお申し込みの方で、事業用の車両を入れ替えたなど
資産の増減がある方

- ご参加の場合は、事前の予約をお願いします。
- 指導は、個別指導にて行います。
- 詳細は、広報紙「あおいろという」にてお知らせしますので、ご確認ください。

1月

決算確認指導会

決算書が正しく完成されているか確認する指導会
となります。

【対象者】

- ◆ 決算書が事前に全て完成している方

青色申告特別控除65万円の適用を
ご希望される方は全員
ご参加ください。



- ご参加の場合は、事前の予約をお願いします。
- 指導は、個別指導にて行います。
- 詳細は、広報紙「あおいろという」にてお知らせしますので、ご確認ください。





Ⅲ 電子帳簿保存を始めよう！

Ⅲ-3 確定申告会場へ行こう

決算書も仕上がりました。最後に、確定申告をしましょう。
期限内に確定申告しないと青色申告特別控除 65 万円ではなく、
10 万円になってしまいますので、忘れずに済ませましょう。



確定申告の時に持っていく書類などは、何か変わるの？

では、確定申告の際にご持参いただく資料等を確認しましょう。



【来場時の持ち物】

- 前年分の申告書及び決算書
- 印刷した当年分の決算書（提出用・控用各 1 部）
- 当年分の源泉徴収票・控除証明書等の書類
（詳細は、広報紙「あおいろという」にてお知らせしますので、ご確認ください）
- ご印鑑 ○マイナンバー（申告者本人＋扶養している方）
※念のため、『電子帳簿保存の承認申請書』もお持ちください。

確定申告指導会場へは、
忘れ物等がないようにご注意の上、ご来場ください。



やらなければならないことが、たくさんあって、
いつ何をやればよいか分からなくなってきたわ

では、全体のタイムスケジュールを確認しましょう



【小田原青色申告会】

【皆様】

8月

予約受付中

◆電子帳簿保存か電子申告か
基本方針を決めましょう

P.5

9月

電子帳簿保存の
承認申請書
個別指導会



◆電子帳簿保存の承認申請書を
作成し、提出しましょう

P.8

申請書提出期限：令和2年9月30日（厳守）

10月

11月

12月

決算準備指導会

◆決算書作成の上で、不明点がある場合は、参加しましょう

P.10

1月

決算確認指導会

◆決算書を完成させ、確認しましょう

P.10

2月

確定申告指導会場

◆決算書を印刷し、必要書類を持参の上、書面で、確定申告書を提出しましょう

P.11

最後にまとめましょう。





Ⅲ 電子帳簿保存を始めよう！

Ⅲ-4 まとめ

電子帳簿保存を始めるための1つ目のポイントは……？



まずは、**特定の会計ソフトを使っている**ことよね。



そうですね。該当ソフトは、P.8をご覧ください。
では、2つ目のポイントは……？



電子帳簿保存の承認申請書を作成して、税務署へ
令和2年9月30日までに提出することよね。



そうですね。
作成に当たっては、8/24～9/25まで個別指導会を開催します。
ご予約受付中ですので、是非ご参加ください。



提出後は、**今までと同じように準備**をすすめていけばいいのよね。



そうですね。
青色申告会では、決算書を仕上げるための指導会も
12～1月に開催しておりますので、ご活用ください。



最後に**今まで通りに確定申告**して終了よね。



そうですね。
お忘れ物がないよう確定申告指導会場へご来場ください。
持ち物は、P.11をご覧ください。





パンフレットを読み返してもし分からないことが出てきたら
どうしたらいいのかしら？

お問い合わせについては、下記までお願いいたします。
また、電子帳簿保存の承認申請書個別指導会の予約も
こちらで受け付けております。



公益社団法人小田原青色申告会

管理課 65万パンフ担当

電 話 0465-24-2613 (平日9時~17時)

e-mail info@aioiro-odawara.com



頑張ってパンフレットに沿って準備をすすめてみるわ。
もし分からないことがあったら、
電話か e-mail で聞けばいいのね。

お問い合わせの際には、
「青色申告特別控除 65 万円パンフについて」と
お伝えいただくとスムーズです。
よろしくお願いいたします。



これで電子帳簿保存の説明を終了いたします。

同封の【確定申告のための確認票】にご回答いただき、
同封の返信用封筒にて、8月15日までにご返送ください。

※これ以降は、電子申告の説明となります。電子帳簿保存をご希望の方もマイナンバーカードの取得についての記載等がございますので、よろしければ参考資料としてお読みください。

※電子申告の説明が不要な方は、P.45へお進みください。



【電子申告について】

【電子申告】を選択された方は必読です。

【電子帳簿保存】を選択された方も
マイナンバーカードの取得方法など参考になる記載もございます。
是非お読みください。





IV 電子申告を始めよう！

IV-1 確認してみよう①

電子申告の説明の前に、令和元年分までの皆さんの申告書等の提出方法を確認しましょう。



1つ目は、決算書や申告書の書面に認印を押印いただき、当会がお預かりして税務署へ届ける提出方法です。



【書面提出】

私たちは、この方法だったわ



決算書や申告書の『書面』とは……

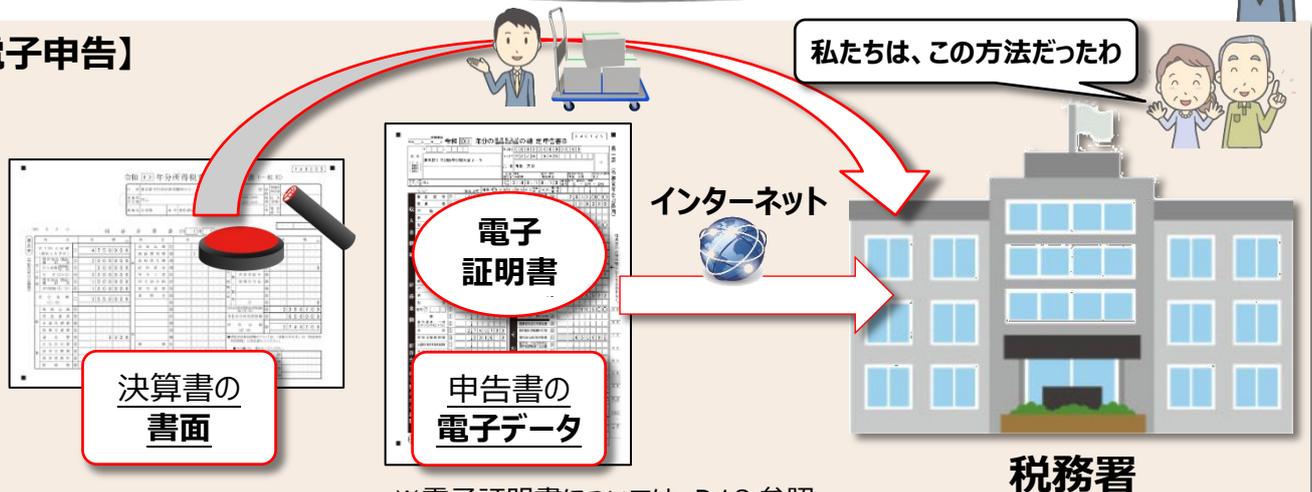
手書きや確定申告指導会場にてパソコンから打ち出した申告書等を指す

もう1つは、決算書に認印を押印いただき、当会がお預かりして税務署へ届け、申告書のみ電子データで送信する提出方法です。



【電子申告】

私たちは、この方法だったわ



※電子証明書については、P.18 参照

皆さんのこれまでの提出方法は、P.16 のいずれかの方法です。
では、令和 2 年分以降で、青色申告特別控除 65 万円を
適用するための電子申告について確認しましょう。



【青色申告特別控除 65 万円を適用するための電子申告のイメージ図】

- ① 決算書の電子データを作成する
- ② 申告書の電子データを作成する



インターネット

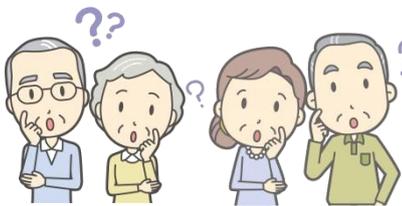


④



- ④ インターネットを通じて
税務署へ提出する

※電子証明書については、P.18 参照



今までとどこが違うの？

相違点は、こちらです。



① 決算書の電子データを作成

決算書に関しては、これまでは書面を作成していましたが、
令和 2 年分からは、電子データを作成する必要があります。

対応のための準備が
必要

- ③ 電子証明書を付けて、申告書・決算書を共に
- ④ インターネットを通じて、税務署へ提出

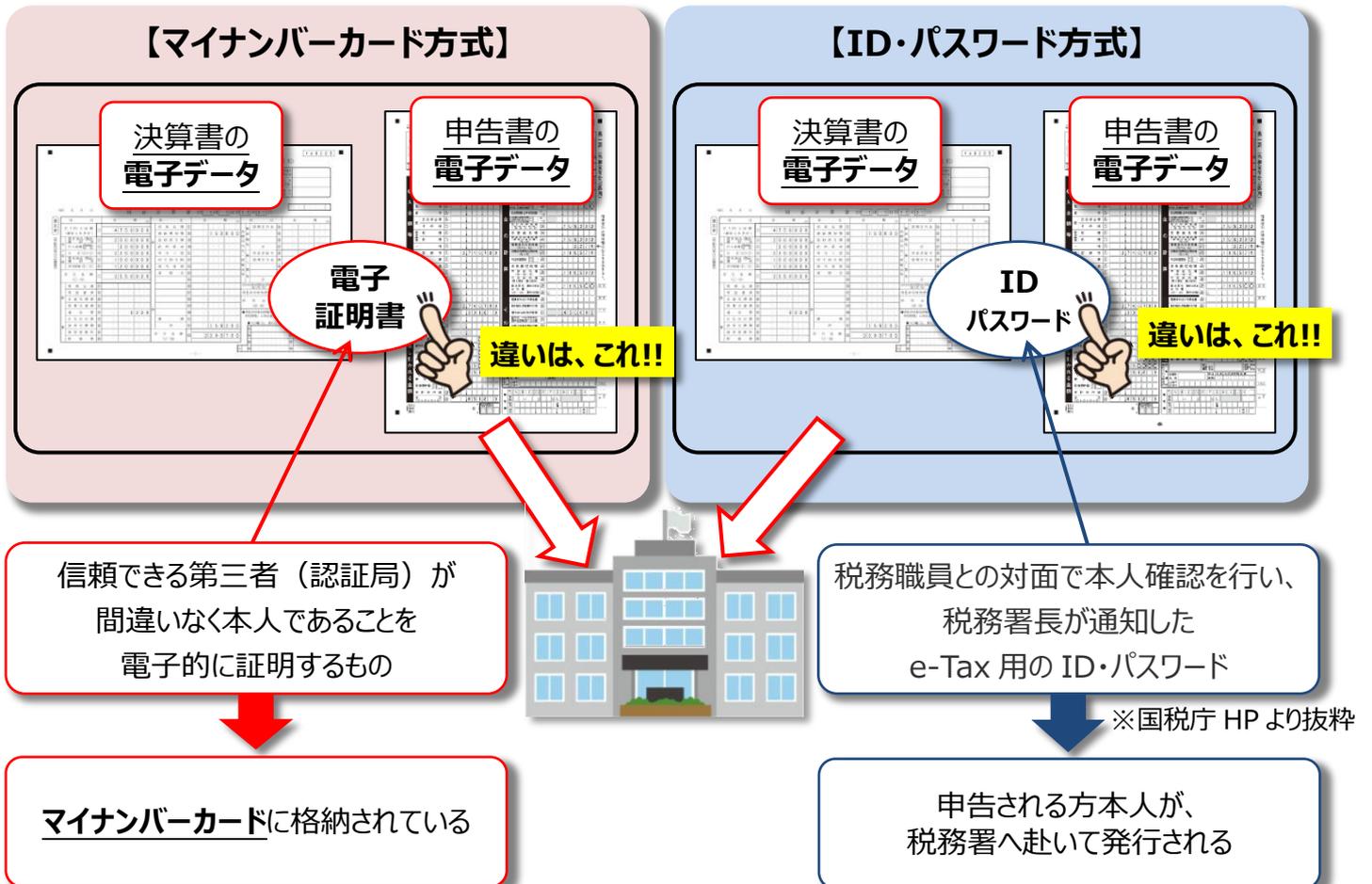
申告書及び決算書を共にインターネットを通じて
税務署へ提出する必要があります。

対応のための準備が
必要

まず、皆さんの準備の説明の前に、
電子申告の方法について、ご説明します。



『マイナンバーカード方式』と『ID・パスワード方式』の
2つの方法があります。



電子申告の際の本人証明として、申告書等の電子データに
添付するものが異なる点が2つの方法の違いです。



ただし、『ID・パスワード方式』は暫定的な対応と
なっておりますので、まず皆さんには、『マイナンバーカード方式』
の準備を進めていただく必要があります。



続いて、『マイナンバーカード方式』の肝となる
『電子証明書』についてご説明します。





電子証明書って、どういうものなの？

「電子証明書」≒「電子版の印鑑」というイメージです。
※信頼できる第三者（認証局）が間違いなく本人であることを電子的に証明するもの



【マイナンバーカードのイメージ】

A マイナンバーカード



電子版の印鑑
というイメージ

B マイナンバーカードの
暗証番号



※鍵は、マイナンバーカードの
暗証番号で解除することができる



電子証明書の鍵を解除しないと
電子証明書を付けることができない

※電子証明書は、マイナンバーカード
の中に鍵がかかった状態で格納されて
いる

「電子証明書」は、**A**マイナンバーカードの中に、
鍵のかかった状態で格納されています。



「電子証明書」を電子データにつけるためには、
Bマイナンバーカードの暗証番号を使って、
鍵を解除する必要があります。



続いて、マイナンバーカードの取得について説明します。
Bマイナンバーカードの暗証番号についても説明していますので、
既に取得されている方もお読みください。





IV 電子申告を始めよう！

IV-2 マイナンバーカードを取得しよう



マイナンバーカードはどうやって、どこで作るの？

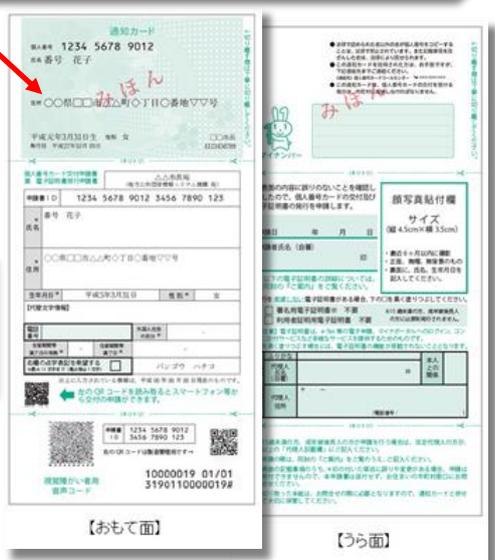
では、STEP 1～6に分けて説明していきます。



STEP 1 通知カードと一緒に送られてきた交付申請書を持っていますか？

持っている！
STEP 3へ

持っていない！
STEP 2へ



電子申告のためにマイナンバーカードの申請が必要なのは、申告者本人のみです。 

※ご家族の分のマイナンバーカードの発行は、電子申告する際には不要です。
(但し、申告する際には、配偶者控除、扶養控除に該当する方のマイナンバーが分かるようにご準備をお願いします。)

STEP 2 交付申請書を再発行もしくは、手書きの申請書を作成しよう

マイナンバー（番号）が、お分かりですか？



【分かる】
手書き用の交付申請書と封筒を
パソコンでダウンロードして
郵便で申請できます！！
マイナンバーカード 郵送 **検索**

顔写真の貼り付けとマイナンバーの記入が必要です

【分からない】
お住いの市町村窓口へ！！
交付申請書を再発行
してもらえます。

市町村によっては、無料の顔写真撮影、申請補助を行っています。まずは、確認してみましょう。

申請から約1ヶ月後、市区町村から「**交付通知書**」が届きます！
交付通知書に記載の必要書類を持参して、あなたの**マイナンバーカード**を受け取りに行きましょう！ 



STEP 3

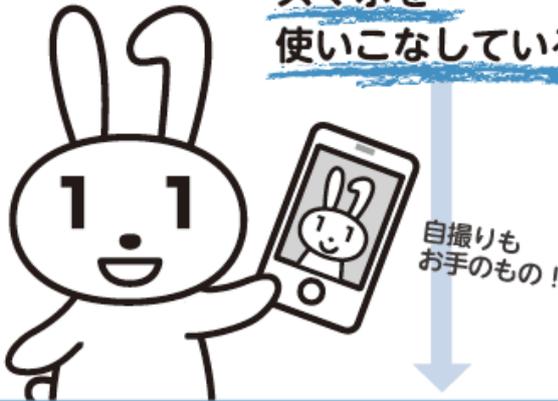
4種類の申請方法で申請してみよう

スマホを
使いこなしている!

パソコン
作業が得意!

文字を書く
方が得意!

自撮りが
苦手...



スマートフォンで申請

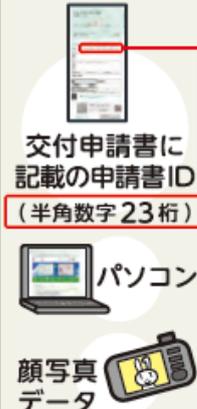
郵送に比べて
カードの仕上がりが早い!

必要なもの



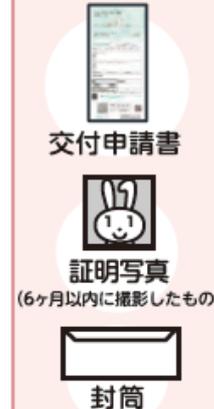
パソコン
で申請

必要なもの



郵便
で申請

必要なもの



証明用
写真機
で申請

必要なもの



4つの申請方法の手順はこちら!



スマートフォン

- 1 スマホで顔写真を撮影
- 2 スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

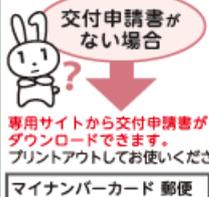


パソコン

- 1 カメラで顔写真を撮影
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

郵便

- 1 交付申請書に必要な事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。



証明用
写真機

- 1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。

申請から約1ヶ月後、市区町村から「交付通知書」が届きます!

交付通知書に記載の必要書類を持参して、あなたのマイナンバーカードを受け取りに行きましょう!

STEP 4**マイナンバーカードの暗証番号を決めよう**

暗証番号はマイナンバーカードの受取の時に
その場で決めればいいのかいよね？



設定するパスワードは、下記の 4 種類です。
4 種類のパスワードを正確に覚えておくためにも、
あらかじめ決めて、メモを残すようにしましょう！



◆マイナンバーカード発行時に決定するパスワード一覧

証明書等	暗証番号
署名用電子証明書	英数字 6 文字以上 16 文字以下
利用者証明用電子証明書	数字 4 桁
住民基本台帳用	数字 4 桁
券面事項入力補助用	数字 4 桁

} 同じものでも OK



署名用電子証明書の暗証番号は、
6 文字以上 16 文字以下なので、6 文字でも OK!!
絶対に 16 文字である必要はありません。



数字 4 桁は、全て同じものでも OK!!



暗証番号は、あらかじめ決めて、
同封の暗証番号メモに記入して、窓口に行きましょう。





電子証明書の暗証番号が分からなくても、
電子申告は出来るのよね？

『暗証番号』が分からない場合は、**電子申告できません。**

忘れないよう必ずメモをしてください。

(電子申告できない = 青色申告特別控除 55 万円)



また、暗証番号が誤っている場合は、下記ようになります。



暗証番号を誤ると……

○電子申告する際に暗証番号を連続して 5 回誤ってしまうと電子証明書にロックがかかり、
電子申告できなくなってしまいます。

(電子申告できない = 青色申告特別控除 55 万円)

○電子証明書のロック解除は、各市町村窓口でしか行えません。

⇒手数料等がかかる場合もありますので、詳細は各市町村窓口にてお願いいたします

暗証番号が誤っていると電子申告できない場合もあります。

正しくメモをして残しておき、そのメモをご持参ください。



STEP 5 ▶ マイナンバーカードを取りに行こう

『交付通知書』・『必要資料』・『暗証番号メモ』を持参して、
市町村窓口でマイナンバーカードを受け取りに行きましょう。



STEP 6 ▶ マイナンバーカードと暗証番号を申告会場に持参し、電子申告しよう

マイナンバーカードと暗証番号を
忘れずに確定申告指導会場に持参してくださいね。





IV 電子申告を始めよう！

IV-3 ID・パスワードを取得しよう



私は、『マイナンバーカード方式』と『ID・パスワード方式』のどちらで電子申告すればいいの？

基本は、『マイナンバーカード方式』にて電子申告しましょう。
但し、ID・パスワードも取得しておきましょう！



なぜ、ID・パスワードも取得する必要があるの？

ID・パスワードの取得の理由は、こちらです。



電子
証明書

B

マイナンバーカードの暗証番号が誤っていると・・・

電子証明書の鍵を解除できない

電子証明書を決算書・申告書の電子データにつけることができない

電子申告ができない

青色申告特別控除 65 万円の適用ができない！
(青色申告特別控除 55 万円となる)

青色申告特別控除 65 万円を確実に適用するためには、
マイナンバーカード方式で電子申告できない場合の代替方法を用意する必要がある！



代替方法として、ID・パスワードを取得する

小田原青色申告会からの提案

マイナンバーカードの取得に加えて
ID・パスワードも取得しよう！



- 何らかのトラブルによりマイナンバーカード方式で電子申告できない場合の代替手段となる。
- 電子申告できない = 青色申告特別控除 55 万円となることを防止できる。

【何らかのトラブルとは……】

- 電子証明書の暗証番号が不明もしくは誤っている
- 電子証明書の有効期限切れ
- 電子証明書の失効

など…… 毎年何らかの理由により電子申告できないケースが必ずあります。

但し、ID・パスワード方式にも注意事項があります。



- あくまでも暫定的な対応である（マイナンバーカード方式は、恒久的な方法です）
- 取得は、申告される方本人が、税務署へ行く必要がある
（税務職員との対面で本人確認のため）
- ID・パスワード方式は、確定申告書作成コーナーを利用しての電子申告のみ使用可能
（会計ソフトで電子申告する場合は、マイナンバーカード方式のみ）



マイナンバーカードを取得して、マイナンバーカードの暗証番号を正しくメモすることが大事なのね。



加えて、ID・パスワードを取得しておくのと、安心なのね。

その通りです。

では、これで電子証明書の準備についての説明は終了です。
次の準備の説明に移ります。





Ⅳ 電子申告を始めよう！

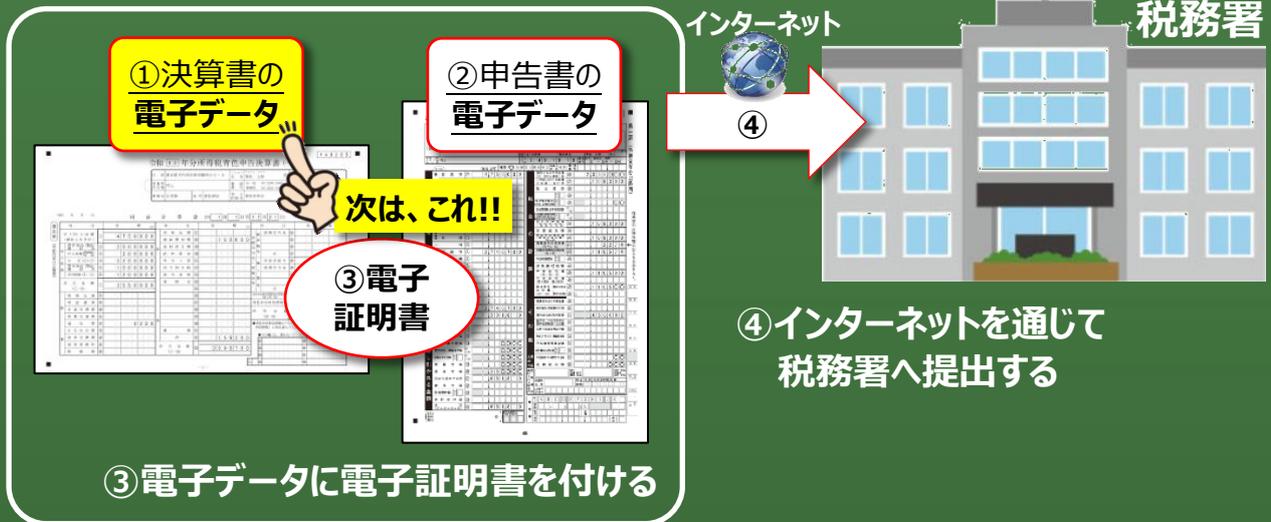
Ⅳ-4 確認してみよう②

次の準備は、①決算書の電子データの作成です。

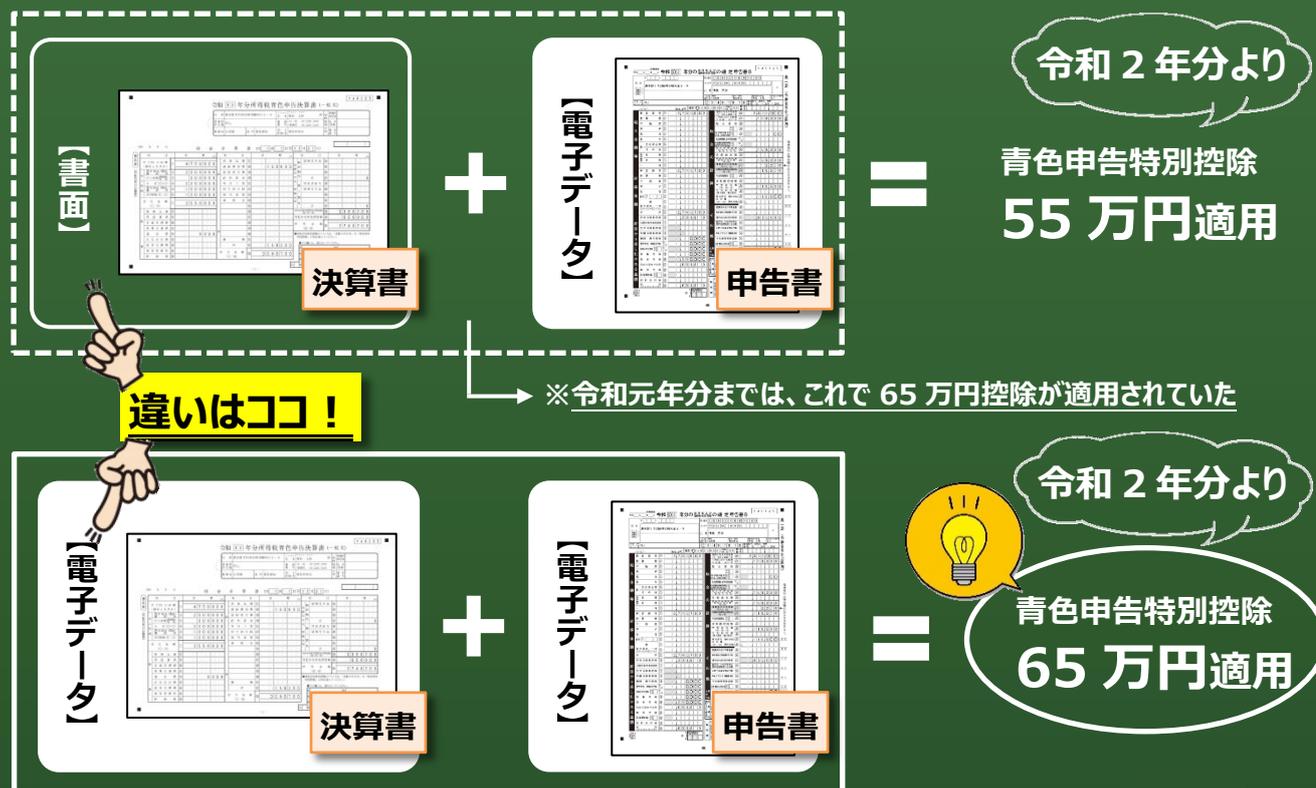


【青色申告特別控除 65 万円を適用するための電子申告のイメージ図】

- ① 決算書の電子データを作成する
- ② 申告書の電子データを作成する

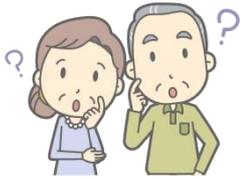


～青色申告特別控除と電子申告の関連性について～



※決算書・申告書が共に書面の場合も、令和 2 年分より青色申告特別控除 55 万円適用となります。

青色申告特別控除 65 万円適用のためには、
決算書及び申告書の電子データ作成が必要となります。



電子データはどうやって作るの？

**国税庁 HP『確定申告書作成コーナー』を利用して
お客様自身で電子データを作成**していただきます。



なぜ国税庁 HP を使うの？

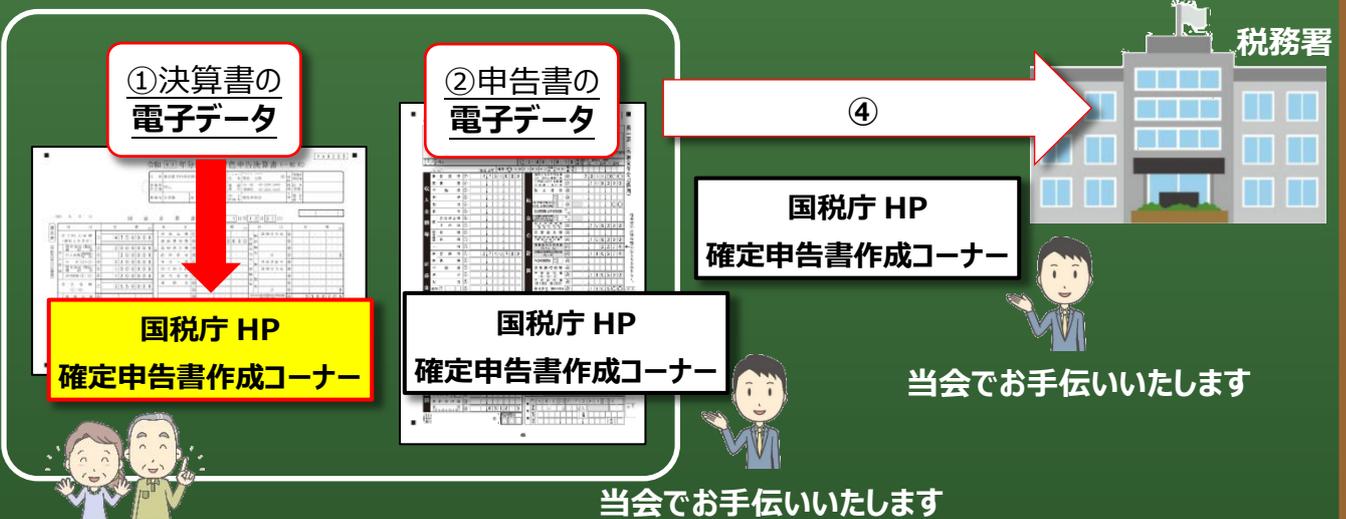
理由は、確定申告指導会場で、
申告書データの作成及び電子送信に当たっては、
国税庁 HP『確定申告書作成コーナー』を
利用しているからです。



前提：『電子データを作成するソフト』＝『電子申告するソフト』

※電子データの作成と電子申告するソフトが異なる場合、確実に電子申告できるという確証が
得られないため、当会では、このような前提とさせていただきます。

【確定申告指導会場で使用しているソフト】



決算書の電子データの作成はお客様自身でお願いいたします



国税庁 HP の操作方法が分からないのだけど、
どうしたらいいの？

ご安心ください。
国税庁 HP『確定申告書作成コーナー』を利用した
決算書の電子データの作成（入力方法）については、
入力研修会を実施します。（P.30 参照）



決算書の電子データの作成（入力方法）が
今回の最大のポイントとなります。
研修会では、親切丁寧にご説明しますので、
必ずご参加ください。



会計ソフトから、自宅で、電子申告できるのだけど、
それではダメなの？

『申告書』と『決算書』両方の電子申告をすれば、
青色申告特別控除 65 万円は適用となります。
電子申告するソフトなどに制限はありません。



但し、会計ソフトにて電子申告される場合は、
「決算書の電子データの作成」「申告書の電子データの作成」
「電子申告の操作」は全て、お客様自身でお願いいたします。



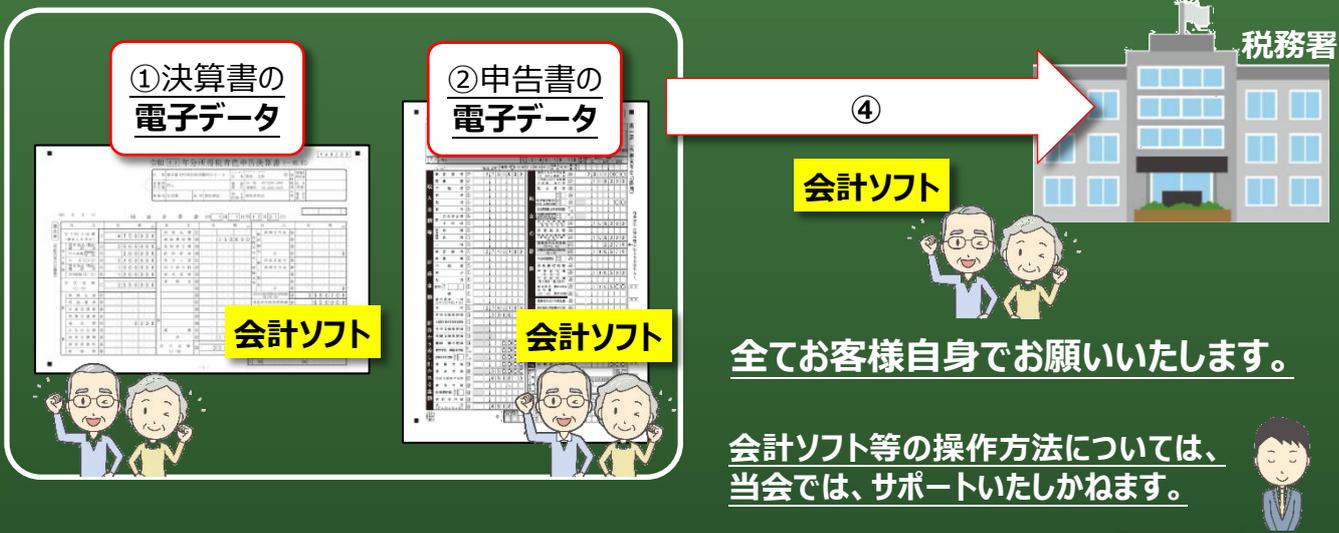
会計ソフト等で電子申告される場合は、
操作方法・事前設定等について
当会でのサポートは致しかねます。何卒ご了承ください。



前提：『電子データを作成するソフト』＝『電子申告するソフト』

※電子データの作成と電子申告するソフトが異なる場合、確実に電子申告できるという確証が得られないため、当会では、このような前提とさせていただきます。

【ご自身でご使用の会計ソフト】 ⇒ 入力や送信は全てご自宅にて行う



会計ソフトを利用して電子申告を検討されている方へ

- 会計ソフトの入力・送信等の操作は、ご自宅にてお願いいたします。
(確定申告指導会場内では会計ソフトの操作等を行えませんのでご了承ください。)
- 会計ソフト等のサポート等を行えませんが、「決算書の確認」や「申告書の下書き」作成などのお手伝いはこれまでどおりさせていただきますので、是非ご利用ください。
- また会計ソフトにて何らかのトラブルにより電子申告できない場合は、もちろん確定申告指導会場にて電子申告をすることは可能です。
- 上記の場合は、国税庁 HP「確定申告書作成コーナー」を利用して決算書の電子データの作成をお願いいたします。

ここまで、「決算書の電子データの作成」について説明してきました。

これが、今回の重要なポイントとなります。



【重要なポイントであるゆえに……】

電子申告にて青色申告特別控除 65 万円の適用をご希望される全ての方は、**国税庁 HP の入力研修会 (P.30)** には**必ずご参加ください。**





入力研修会は、私は参加しなければならないの？

**電子申告にて
青色申告特別控除 65 万円の適用を希望される
全ての方が、この研修会の対象です。**



【入力研修会の内容】

STEP 1 『確定申告書作成コーナー』の決算書の入力方法を習得しよう

- ◆実際に『確定申告書作成コーナー』を使用して研修を行います。
- ◆入力にあたっては、昨年分のご自身の決算書を使用します。
- ◆ご自身の決算書を入力しますので、より実践的な研修になります。

STEP 2 入力したデータの保存方法を習得しよう

- ◆確定申告指導会場には、入力したデータを保存してお持ちいただきますので、その保存方法をしっかりと研修します。

STEP 3 電子申告の事前準備を済ませよう

- ◆通常、電子申告をする際に行なう事前準備を、この研修会で全て済ませてしまいましょう。

入力研修会は、全体で 3 時間程度を予定しております。



入力方法は難しいのかしら？

そんなことはありません。
研修会では、親切丁寧にご説明させていただきます。
また、講師の他にサポートの職員も付きますので、
安心してご参加ください。



【入力研修会の持ち物】

昨年の申告書及び
決算書の控



- 実際の入力研修時の教材となります。
- 必ずご持参ください。

マイナンバーカードと
その暗証番号



- 事前準備のために必要となります。
- 申請は、8月中に行ないましょう。

利用者識別番号と
その暗証番号



- 過去に電子申告したことがある方はお持ちの
はずです。
- もし見当たらなければ、なくても大丈夫です。

※ID・パスワードを既に発行されている方は、ID・パスワード完了通知もご持参ください。

ご自宅で会計ソフトを利用して電子申告をご希望される方も
何らかのトラブルにより電子申告できない場合には、当会にて国税庁 HP を利
用して、電子申告することは可能です。その際に、決算書の入力
が必要となりますので、必ずご参加ください。



研修会の日程は、11月にて現在調整中です。
決定後、お知らせいたします。もうしばらくお待ちください。





IV 電子申告の準備を始めよう！

IV-6 決算書を仕上げよう



青色申告会で「決算書の仕上げ」を手伝ってくれるの？

はい。小田原青色申告会では、
「決算書を仕上げる」ための指導会を12～1月に実施しております。
まず、12月開催の指導会をご紹介します。



12月

決算準備指導会

決算書の書き方や減価償却費の計算等の不明点を
解消する指導会となります。

【対象者】

- ◆ 決算書の書き方や減価償却の計算等に不安のある方
- ◆ 『減価償却計算サービス』をお申し込みの方で、事業用の車両を入れ替えたなど
資産の増減がある方

- ご参加の場合は、事前の予約をお願いします。
- 指導は、個別指導にて行います。
- 詳細は、広報紙「あおいろという」にてお知らせしますので、ご確認ください。



減価償却の計算や記入がいつも面倒で……

減価償却計算サービスをご存じですか？
お申込みいただくと、当会で、減価償却のソフトに入力し、
その一覧表を印刷したものをお送りしております。
計算をする必要も手書きにて記入していただく必要もありません。
会員であれば、無料ですので、是非ご利用ください。



※減価償却計算サービスのお申し込みは、随時受け付けております。

※但し、当年分の減価償却の一覧表を作成できるのは、12月までにお申し込みの場合に限りますので、
ご利用のご希望の方は、お早めにお申し込みください。

次に、1月開催の指導会をご紹介します。



1月

決算確認指導会

決算書が正しく完成されているか確認する指導会となります。

【対象者】

◆決算書が事前に全て完成している方

- ご参加の場合は、事前の予約をお願いします。
- 指導は、個別指導にて行います。
- 詳細は、広報紙「あおいろという」にてお知らせしますので、ご確認ください。



「決算確認指導会」には、青色申告特別控除 65 万円の適用をご希望される方は全員ご参加ください。



いつも自分で決算書を仕上げているけど、それでも参加した方がいいの？

電子申告する方には、『決算書の入力』をお願いしております。正しく完成していると確認された決算書を入力された方が、スムーズに確定申告することができますよ。



『決算準備指導会』も『決算確認指導会』も担当職員が親切丁寧に指導させていただきます。スムーズな確定申告を迎えるために是非、ご活用ください。





IV 電子申告の準備を始めよう！

IV-7 決算書を入力しよう

『入力研修会』でお配りした入力マニュアルを参考しながら、
決算書の入力を進めましょう。



入力研修会にも出席して、マニュアルも読んだけど、
自分一人で入力する自信がないわ……。

『決算確認指導会』に『入力サポート会場（仮称）』を
併設しております。
入力に自信がない方は、下記の流れで進めてはいかがでしょうか？



『決算確認指導会』

正しく完成されていることを確認

決算確認指導会に併設

『入力サポート会場』（仮称）



確認した決算書を
『入力サポート会場』内に
設置されたパソコンを使って
ご自身で入力

- ◆『入力サポート会場』には、担当職員が1名必ず常駐
- ◆担当職員が質問等にお答えします。
- ◆職員がお客様の代わりに入力は致しませんので、あらかじめご了承ください。

決算書の入力完了

※入力サポート会場で入力をご希望の場合には、
データ保存用のUSBを必ずご持参下さい。

決算書の入力まで完了しますので、是非ご利用ください。
決算確認指導会へ参加し、
決算書の入力は、ご自宅で行っていただいても構いません。





自分一人で入力してみようと思うけど、
分からないことは電話で問い合わせできるの？

入力に関してのお電話によるお問い合わせは、
当会ではお受けいたしかねます。あらかじめご了承ください。
入力等の操作方法のお電話でのお問い合わせは、
『国税庁 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク』をご利用ください。



【e-Tax・作成コーナーヘルプデスク】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

検索



電話番号 **0570-01-5901**

月曜日～金曜日 午前 9 時から午後 5 時

(休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。)

受付時間等の詳細は、国税庁 HP をご覧ください。



入力したデータは、必ず所定の方法にて**保存**をお願いします。

**保存した外部媒体（USB メモリ等）を
必ず、確定申告指導会場へご持参ください。**



【補足】



会計ソフトで電子申告する場合は、
入力はしなくていいし、何も準備はないのよね？

決算書の入力は不要です。
但し、各会計ソフトで電子申告する場合には、
電子申告のための事前準備が必要となります。
各会計ソフトのサポート等をご覧になって準備を進めてください。





決算書も仕上がりました。最後に、確定申告をしましょう。
期限内に確定申告しないと青色申告特別控除 65 万円ではなく、
10 万円になってしまいますので、忘れずに済ませましょう。



確定申告の時に持っていく書類などは、何か変わるの？

では、確定申告の際にご持参いただく資料等を確認しましょう。



【来場時の持ち物】

ア

- 前年分の申告書及び決算書
- 当年分の源泉徴収票・控除証明書等の書類
(持参する書類は、広報誌「あおいろという」にてお知らせします)
- 印刷した当年分の決算書 (提出用 1 部)

これらは、申告書の下書き作成のお手伝いの際に必要なものです

イ

- 決算書の入カデータを保存した外部媒体 (USB 等)
- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの暗証番号
- ID・パスワード方式の届出完了通知書 (発行した場合)
- ご印鑑 ※念のためご持参ください

これらは、電子申告のお手伝いの際に必要なものです

来場時の持ち物としては、**ア**のグループと**イ**のグループに区分されます。





私は、結局、何を用意しなければならないの？

持ち物は、どこで電子申告をされるかにより決まります。

確定申告指導会場で電子申告をされる方……『**ア+イ**』
ご自宅で会計ソフトにて電子申告される方……『**ア**』のみ
となります。



どこで電子申告されるかに関わらず、
確定申告指導会場にて、確定申告書の作成のお手伝いをいたします。
『**ア**』は必ずご持参のうえ、ご来場ください。



確定申告指導会場にて電子申告をご希望される方は、
ご自身で入力していただいた決算書のデータが、
確定申告書を作成する際の元データとなります。必ずご持参ください。



なお、お忘れ物があった場合は、ご来場いただいた際に
確定申告書作成のお手伝いできません。
スムーズに確定申告を終わらせるためにも、
お忘れ物がないよう十分ご注意ください。



忘れ物がないように
しっかりと準備をしなければいけないのね！

では、次に電子申告の際の注意点等をご説明します。





IV 電子申告の準備を始めよう！

IV-9 電子申告をしよう

申告書も仕上がりました。最後に、電子申告しましょう。
あともう一息で、確定申告終了ですよ。



電子申告は、青色申告会で手伝ってもらえるの？

確定申告指導会場では、
国税庁 HP を使用した電子申告をお手伝いさせていただきます。



会計ソフトで電子申告をご希望の場合は、
ご自宅で電子申告をしていただくこととなります。
その場合は、お手伝いできませんので、ご了承ください。



では、**確定申告指導会場**で電子申告する際の注意点を確認しましょう。



【確定申告指導会場にて電子申告する場合の注意点】



決算書の入力データを保存した外部媒体を忘れずに！

◆決算書のデータがない場合に、当会職員が入力することはございませんので、あらかじめご了承ください



マイナンバーカードとマイナンバーカードの暗証番号もしくは ID パスワードを忘れずに！

◆いずれかがない場合は、電子申告できません

◆また、マイナンバーカードに何らかの不備がある、マイナンバーカードの暗証番号が不明や誤っている場合も電子送信できません

では、**ご自宅**で**会計ソフト**にて
電子申告する際の注意点を確認しましょう。



【ご自宅で会計ソフトにて電子申告する場合の注意点】



当会では、電子申告の操作方法等のお問い合わせは
一切お受けできません

- ◆会計ソフト等の操作方法等については、各会計ソフトのサポートにお問い合わせ下さい



送信票・（送信された）決算書・（送信された）申告書などを
必ず印刷してください。

- ◆印刷の上、お手元に保存をお願いいたします
- ◆翌年の確定申告の参考資料となりますので、翌年の確定申告指導会場にご来場の際は、こちらをご持参ください。



電子申告を自宅でチャレンジしたけど、
うまくいかない場合は、どうしたらいいの？

そのような場合は、

- ①決算書を国税庁 HP にて入力して外部媒体に保存し、
- ②P.36 の『ア＋イ』
をご用意の上、確定申告指導会場へご来場ください。
確定申告指導会場にて電子申告いたします。



では、最後に、『確定申告指導会場』で電子申告する場合と
『ご自宅で会計ソフト』にて電子申告する場合に分けて、
全体のタイムスケジュールを確認しましょう。



【小田原青色申告会】

【皆様】

8月



マイナンバーカードの申請の目安：令和2年8月末

◆電子帳簿保存か電子申告か基本方針を決めましょう

P.5

◆マイナンバーカードの取得（申請）をしましょう

P.20

9月

10月

11月

国税庁 HP
入力研修会

◆決算書の入力方法などを習得しましょう

P.30

12月

決算準備指導会

◆決算書作成の上で、不明点がある場合は、参加しましょう

P.32

1月

決算確認指導会

◆決算書を完成させ、確認しましょう

P.33

2月

確定申告指導会場

◆決算書を入力しましょう

P.34

◆決算書を印刷し、必要書類を持参の上、電子申告をしましょう
(電子申告の操作は当会職員がお手伝い)

P.36

「確定申告指導会場」での電子申告の流れでした。
次に「ご自宅」での流れを説明します。



【小田原青色申告会】

【皆様】

8月



マイナンバーカードの申請の目安：令和2年8月末

◆電子帳簿保存か電子申告か基本方針を決めましょう

P.5

◆マイナンバーカードの取得（申請）をしましょう

P.20

9月

10月

11月

国税庁 HP
入力研修会

◆決算書の入力方法などを習得しましょう

P.30

12月

決算準備指導会

◆決算書作成の上で、不明点がある場合は、参加しましょう

P.32

1月

決算確認指導会

◆決算書を完成させ、確認しましょう

P.33

◆電子申告のための事前準備を進めましょう。（お問合せは、会計ソフトサポートへ）

2月

確定申告指導会場

◆決算書を持参して、申告書の下書きを作成しましょう。

P.36

◆ご自宅で電子申告を済ませましょう。

最後に、まとめましょう。





電子申告を始めるための1つ目のポイントは……？



まずは、マイナンバーカードを取得することよね。



そうですね。マイナンバーカードの取得方法は
P.20～23 をご覧ください。
では電子申告を始めるための2つ目のポイントは……？



マイナンバーカードの暗証番号をメモしておくことよね。



そうですね。
マイナンバーカードの暗証番号は、電子申告するのに、必須です。
同封の暗証番号用のメモをお使いください。



暗証番号が分からないと電子申告できないのよね。



そうですね。
電子申告できない場合は、青色申告特別控除は55万となります。



マイナンバーカードのトラブル等で送れないケースも考えられますので、
この機会にID・パスワードも取得しましょう。
ID・パスワードは、税務署にて発行できます。(P.24 参照)



電子申告を始めるための3つ目のポイントは……？



**国税庁 HP「確定申告書作成コーナー」を利用して
決算書を入力すること**よね。



そうですね。65万円適用のためには、
『申告書』と『決算書』の両方を電子申告する必要があります。
そのために、皆様には決算書の入力をお願いします。



**決算書の入力は、『入力研修会』に参加すると教
てもらえる**のよね。



そうですね。
電子申告で青色申告特別控除 65万円適用をご希望される方を
対象に開催いたします。日程は現在調整中ですので、
決定次第お知らせいたします。



**決算書を入力したら、外部媒体（USB 等）に保存して、
確定申告指導会場に持って行く**のよね。



そうですね。
保存の方法等についても、『入力研修会』にてご説明します。
その他、電子申告のための事前準備等も行います。
P.31 記載の持ち物を確認の上、ご参加ください。



尚、ご自身で会計ソフトを利用して電子申告される方も
入力研修会にご参加ください。





電子申告を始めるための4つ目のポイントは……？



『**決算確認指導会**』に参加することね。

そうですね。『決算確認指導会』にて
正しく決算書が完成されていることを確認し、
その決算書を入力、保存しましょう。
決算書の作成について不明点がある場合は、
『決算準備指導会』にご参加ください。



また、『決算確認指導会』には、
『**入力サポート会場（仮称）**』を併設します。
ここで、入力・保存まで全て済ませてしまうことも可能ですよ。



後は、**確定申告指導会場**へ行けばいいのよね。

そうですね。
確定申告指導会場にて「申告書の作成」のお手伝い、
電子申告のお手伝いをさせていただきます。
持ち物は、P.36 をご覧ください。



分からないことがあった場合は、どうしたらいいの？

パンフレットの記載内容についてのお問い合わせ先は、P.45 をご覧ください。
国税庁 HP の操作方法のお問い合わせは、P.35 をご覧ください。



これで電子申告の説明を終了いたします。



V お問い合わせ先

本書に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

公益社団法人小田原青色申告会

管理課 65万パンフ担当

電話 0465-24-2613 (平日9時~17時)

e-mail info@aioiro-odawara.com

お電話もしくは e-mail にてお問い合わせください。
その際には、「青色申告特別控除 65 万円のパンフについて」と
お伝えいただくとスムーズです。



尚、お問い合わせ内容によっては、
お電話ではお答えできかねる場合もございます。
その際は、ご来会いただくようご案内することもございますので、
ご理解ご協力をお願いいたします。



お願い

- 同封の【確定申告のための確認票】にご回答いただき、同封の返信用封筒にて、8月15日までに
ご返送ください。
- 皆様の状況・ご希望等の確認のために使用し、今後の参考とさせていただきます。
- なお、【確定申告のための確認票】については、本会の事業の目的以外には使用いたしませんので、
ご安心ください。



これで全ての説明を終了いたします。

お読みいただきましてありがとうございました。

青色申告特別控除 65 万円の適用に向けた確定申告までの準備

令和 2 年 7 月 発行

発行者 公益社団法人小田原青色申告会
神奈川県小田原市本町 2 丁目 3 番 24 号
0465-24-2611 (代表)
info@aioiro-odawara.com